

基準 2 教育研究組織（学部、学科、大学院等の教育システム）

2 - 1 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

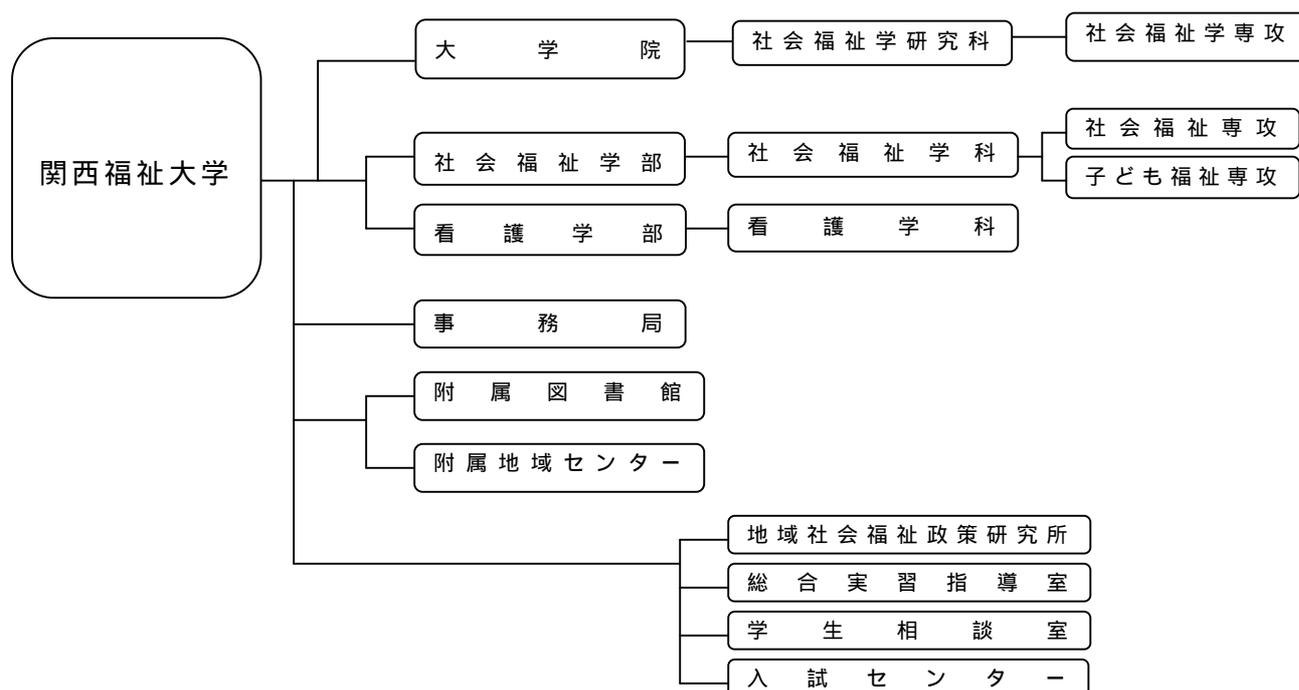
2 - 1 - 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

2 - 1 - 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

（ 1 ） 2 - 1 の事実の説明（現状）

本学の教育研究組織は、図 2-1-1 に示すように、社会福祉学部社会福祉学科（社会福祉専攻、子ども福祉専攻）、看護学部看護学科の 2 学部 2 学科、大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻の 1 研究科 1 専攻と附属図書館、附属地域センター、地域社会福祉政策研究所、総合実習指導室、学生相談室、入試センター並びに事務局から構成され、学長が指名する教職員で編成されている。

図 2-1-1 大学教育研究組織図



附属機関等には当該組織の運営に関する事項を審議するための委員会・会議を置いている。また、各学部長、研究科長、附属機関の長（附属図書館、附属地域センター）、事務局長は大学の意思決定機関である運営委員会の構成員となっており、各機関の相互の連携を図るための体制を整えている。

各学部及び研究科の入学定員・在籍学生数は表 2-1-1 に示すとおりである。また、専任教員数については、表 2-1-2 に示すとおりであるが、研究科の教員 16 人は両学部の教員が兼担している。

なお、社会福祉学部社会福祉学科においては、平成 22(2010)年度から入学定員を 50

関西福祉大学

人減じ、200人とすることにしている。また、3年次編入学定員を15人減じ、10人とすることにしている。

表 2-1-1 定員・在籍学生数等 (人)

学部等	入学定員	編入学定員	収容定員	在籍学生数
社会福祉学部	250	25	1,050	956
看護学部	80	10	340	375
社会福祉学研究科	10		20	6
合計	340	35	1,410	1,337

社会福祉学研究科は、平成 21(2009)年度設置のため、2年次生は在籍していない。

表 2-1-2 学部の教員数 (人)

学部	学長	専任教員					助手	合計	兼任教員
		教授	准教授	講師	助教	計			
社会福祉学部	1	14	15	9	3	41	0	42	55
看護学部	0	8	4	7	6	25	6	31	49
合計	1	22	19	16	9	66	6	73	104

学長は学部等に所属していないため、設置年月の最も早い社会福祉学部を含めて記載した。

表 2-1-3 大学院の教員数 (人)

区分	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	兼任教員
社会福祉学研究科	11	5	0	0	0	16	3

社会福祉学研究科の教員は、学部の専任教員が兼担している。

各教育研究組織の概要は以下のとおりである。

大学院社会福祉学研究科

大学院は社会福祉学部における専門的基礎の上に、広い視野に立って学識を深め、社会福祉分野における研究能力及び高度な専門性が求められる専門職業人として必要な資質・能力を涵養することを目的としている。また、社会福祉学研究科では社会福祉における高度な専門職業人の養成とその知識・技術をもとに地域社会に貢献し、国際的にも通用する人材を育成することを目的としている。

社会福祉学部社会福祉学科

人間の尊厳を大切に「福祉の心」を基盤とする豊かな教養と、社会福祉の価値・知識・技術を身につけ、大きな視野から社会福祉の発展に高く貢献できる専門家の育成を図ることを目的とし、社会福祉専攻と子ども福祉専攻の2専攻を設置している。

・社会福祉専攻

生活に課題を抱えた人々に気づき、その問題解決を図る能力を習得することで、人が人として大切にされる福祉社会の創造に貢献できる人材を育成することを目的としている。

・子ども福祉専攻

子どもの育ちと子育てを支え、ソーシャルワークの知識・技術を保育に展開し、子どもが大切にされる社会を創造する人材を育成することを目的としている。

看護学部看護学科

生命の尊厳と人権を尊重し擁護する倫理観を培うとともに、その人がその人らしく生きられるようなヒューマンケアを提供し、保健・医療・福祉を総合的に捉え、社会の多様なニーズに対応し、地域社会及び国際社会に貢献し得る質の高い実践能力のある看護専門職者を育成することを目的としている。

附属図書館

本学における学術情報の中枢として、本学における教育並びに研究上必要とする図書及びその他の図書館資料を収集・管理し、本学の学生及び教職員の利用に供することを目的としている。また、市民、地域住民にも開放し、知識・情報の提供、地域住民の教養の向上にも努めている。

附属地域センター

臨床福祉サービス（相談活動）、コミュニティ実践（地域福祉活動）、オープン化事業を活動の3つの柱として、各種の養成講座や公開講座、福祉や看護の交流プログラム等を通して、大学の「知」を地域社会に還元するとともに、地域とのコミュニケーションを図りながら、地域の福祉力の向上をめざしている。

地域社会福祉政策研究所

本学の使命達成及び地域社会の発展に貢献することを目的として、地域社会福祉に関する研究・調査並びにこれらに対する助成を行い、地域の福祉力の増進を図っている。

総合実習指導室

本学社会福祉学部の実習（社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、教育等）を適切かつ効果的に実施するため、実習施設・機関の開拓と本学との良好な関係の維持、実習のためのオリエンテーション、実習学生への訪問指導、学生への各種情報の提供、実習経験の蓄積及び各種情報の収集等を行っている。

学生相談室

本学学生が、学生生活を健康で充実したものとするため、学生生活のなかで起こる心理的・精神的な悩みや問題について解決の糸口を見出すための支援、具体的には、精神医学的な病気に対するカウンセリング・専門医の紹介・予防のガイダンス、生活の質をより一層高めるための心の健康増進、対人関係、人生の相談、自分の性格及び能力等の悩み相談等を行っている。

入試センター

研究科及び各学部のそれぞれの入試区分ごとの入試制度に基づき、募集及び出願受付並びにこれらに付帯する事務、入学試験の実施等入学試験全体の一連の運営を

行っている。

(2) 2 - 1 の自己評価

教育研究上の目的を達成するための教育研究組織については、必要な機能・役割を有する研究科、学部及び附属機関等が適切な規模で設置されており、かつこれらの教育研究組織は各種の委員会組織によって適切に運営されている。また、会議組織を通じて円滑な意思疎通が図られており機能している。

ただし、各々の教育研究組織に共通する課題について共有し、共同で検討・検証をしていくという点では、教育研究組織間の連携をより強化していく必要がある。

(3) 2 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

学部間及び各附属機関等が時宜に適した状況・情報を共有し、かつ共同して共通課題等に係る検討・検証を行うため、以下のような対応を講じていくこととする。

- 1) 学部長間等の連絡・調整を恒常的にかつ緊密に実施する。
- 2) その内容を適時適切に学長に報告、また学部間及び各附属機関等との間で共有する。
- 3) その上で、重要な共通課題は必ず運営委員会の審議に付し、その際、附属機関等をはじめとする教育研究組織との共有化を図る。

2 - 2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

- 2 - 2 - 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。
- 2 - 2 - 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

(1) 2 - 2 の事実の説明（現状）

本学の教養教育は、建学の精神を踏まえ「人間理解を深め、豊かな人間性を養う」ことを目的として、社会福祉学部では「こころと健康」「人間と知の環境」「社会環境と人間環境」「情報と言語」「国際社会と異文化理解」の5群構成、看護学部は「こころと健康」「人間と知の環境」「社会環境と人間環境」「国際社会と情報」「教養ゼミナール」の5群構成で実施している。科目群の違いはあるが、教養科目のうち18科目について、両学部で共用している。

これらの教養教育を十分に行うための組織上の措置は以下のとおりである。

教養科目を含めた教育課程について、科目群構成や科目の配置、新規開講及び廃止、科目の内容及び教員編成、担当要領等に係る内容を検討する組織として、各学部に教務委員会を設置している。

社会福祉学部では、教務委員会の下部組織として教養科目担当で構成する教養分科会を設置し、教務委員会が指定した課題について検討を行っている。

なお、学部間で科目を共用して開講する上での諸課題については、両学部の教務委員会が連携をとることで課題を共有し、検討を行っている。また、必要に応じて運営委員会で調整・審議を行い、各学部教授会における検討を経た上で対応を決定してい

る。

(2) 2 - 2 の自己評価

教養教育を十分に実施するため組織上の措置はとられており、運営上の責任体制も確立している。教養科目の多くを学部間で共用している状況において、両学部学生のコミュニケーションの機会となっている利点はあるが、教養教育に関して共同で取り組む組織上の枠組みが設けられていない点は課題である。

大学の教育目標を達成するには、両学部の独自性を活かしながら、中央教育審議会の答申「学士課程教育の構築に向けて」を踏まえ、教養教育がどうあるべきか検討していく必要がある。

(3) 2 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

両学部共通の教養教育のあり方について、両学部全体で早急の検討・調整を進めていく必要がある。そのために両学部共通の教養委員会を立ち上げ、検討を行う。

2 - 3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

2 - 3 - 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

2 - 3 - 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

(1) 2 - 3 の事実の説明（現状）

教育研究に関わる意思決定機関として、運営委員会、教授会、各種委員会等を設置している。これら各会議組織は「関西福祉大学会議組織規程」及び関係諸規程に基づいて運営されており、その機能、審議事項及び構成員、事務局における所管部署は図 2-3-1、表 2-3-1 に示すとおりである。

教育研究に関わる重要方針は運営委員会において審議、決定している。その具体的計画については、教授会の下に設置される委員会等での検討を経て、教授会において審議・決定される。また、各附属機関等の運営及び事業の実施については、それぞれの附属機関等の下で開催される委員会・会議において審議・決定される。教授会及び各附属機関の下で開催する委員会・会議での決定事項は運営委員会に報告され、実施に移される。これらの会議組織における検討・審議の過程においては、ボトムアップのプロセスが確保されており、かつ会議組織相互、また教育研究組織との連携に留意した運営がなされている。

なお、それぞれの検討・審議過程においては、建学の精神及び大学の目的に基づいて定めた各学部の人材養成、教育研究に係る目的・目標の達成を踏まえた検討を実施している。運営委員会、教授会は原則として月に 1 回、及び緊急・重要な案件が生じた場合には適宜開催し、他の委員会についても概ね月に 1 回の頻度で開催している。

学習者の要求への対応という点については、オフィスアワーにおける学生とのやり取りやアカデミック・アドバイザー制度による指導等の場面を活用した意見・要望の

聴取、「学生による授業評価調査」等を通して要求を汲み取り、これを各委員会や教授会における検討に反映させている。

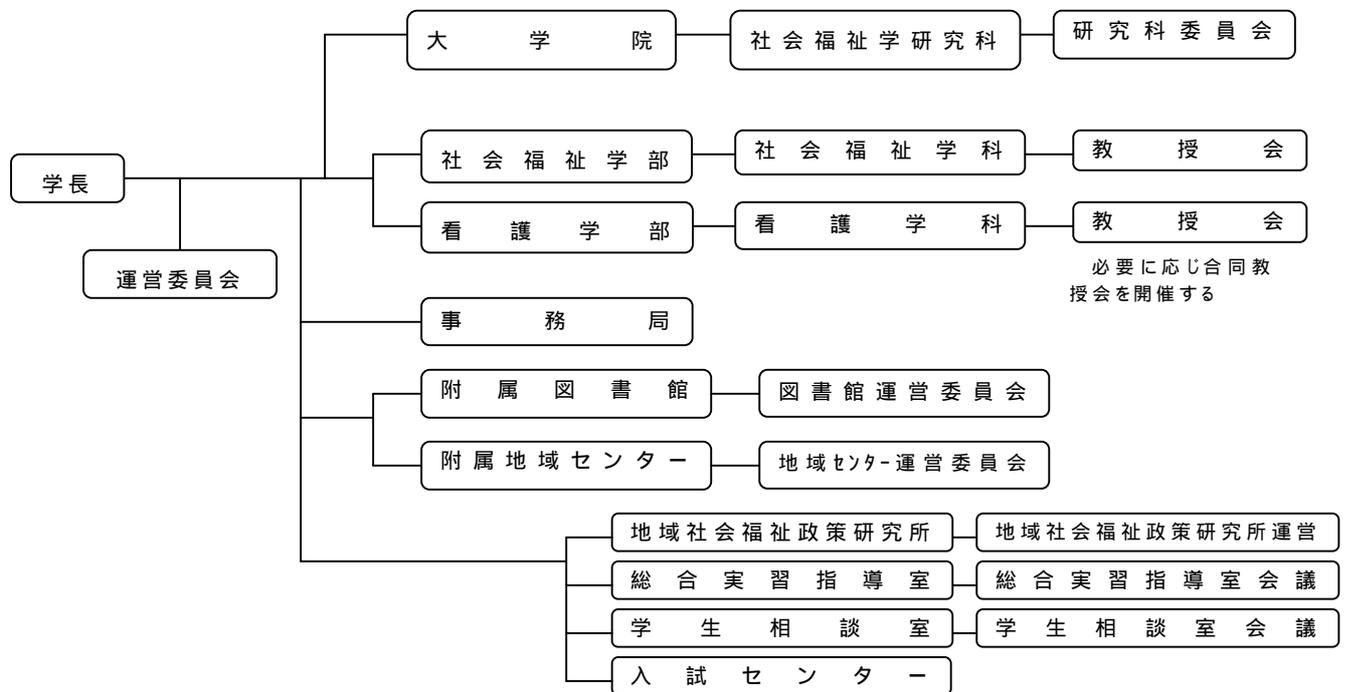
(2) 2 - 3の自己評価

教育研究に関する学内意思決定機関は組織上整備され、大学の使命・目的に対応できるよう機能している。また、学習者の要求への対応という点については、オフィスアワーにおける学生とのやり取りやアカデミック・アドバイザー制度による指導等の場面を活用した意見・要望の聴取、「学生による授業評価調査」などを通して要求を汲み上げ、これを各種委員会や教授会における検討に反映させる等しており、適切に機能している。

(3) 2 - 3の改善・向上方策(将来計画)

- 1) 教育研究に関わる事項について運営委員会の意思決定機能を強化する。
- 2) ボトムアップ方式による意思決定プロセスを強化する。
- 3) 時代のニーズの変化に対応すべく迅速に教育改善に取り組めるよう意思決定機関の機能を強化するとともに実行・進捗状況の確認を確実にを行う。
- 4) より効果的な組織運営のため、組織編成・細分化ではなく統合化を図ると同時に会議時間の制限枠を設けることによって集中審議を行い、会議の効率化を図る。

図 2-3-1 運営組織図



関西福祉大学

表 2-3-1 関西福祉大学各会議分掌

会議又は委員会		機能	審議事項	構成員	所管事務局
運営委員会		大学運営上の諸問題並びに教授会に関する審議を各部門調整	<ol style="list-style-type: none"> 1) 運営方針と推進計画 2) 事業計画と予算計画の調整 3) 教授会（合同・学部）の議題 4) その他大学運営上の共通課題 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 学長 2) 副学長 3) 研究科長 4) 学部長 5) 附属機関長 6) 副学部長 7) 事務局長 8) その他学長が指名する者 	企画室
研究科委員会		研究科にかかる議案等必要なことを審議	<ol style="list-style-type: none"> 1) 研究科担当の教員の選考に関する事 2) 研究科の授業科目及び履修方法等に関する事 3) 学生の学業成績に関する事 4) 修士の学位授与及び取り消しに関する事 5) 入学その他学生の身分に関する事 6) 学生の賞罰に関する事 7) 大学院学則及び関係諸規程類の制定・改廃に関する事 8) 学長諮問事項 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 研究科長 2) 研究科の授業を担当する教授 3) その他当該委員会が必要と認めた准教授・講師・助教 	教学課
学部教授会		学部の教学に関することを審議	<ol style="list-style-type: none"> 1) 教育課程及び授業 2) 教学に関する重要な規則の制定改廃 3) 学生の入学・退学・休学・除籍・修了 4) 学生の賞罰 5) 学生の厚生指導 6) 学部教授会関係委員会に関する事 7) 学部教員の教育及び研究 8) 学長諮問事項 9) その他教育研究上必要と認められる事項 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 当該学部長 2) 当該学部専任教授 3) 事務局長 4) その他学部長が指名又は要請する者 	(社) 教学課 (看) 看護学部 総括課
合同教授会		両学部にかかる議案等必要なことを審議	<ol style="list-style-type: none"> 1) 両学部にかかる議案 2) 両学部共通委員会に関する事 3) 学長諮問事項 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 学長 2) 副学長 3) 学部長 4) 副学部長 5) 専任教授 6) 事務局長 7) その他学長が指名する者 	教学課
研究科・学部に共通する委員会		入試委員会 広報委員会 学生委員会 FD・自己点検委員会 環境委員会 HA(ヒューマン・アフェアーズ)委員会 国際交流委員会			
研究科・学部別委員会	社会福祉学 研究科	教務委員会			
	社会福祉学	教務委員会 進路委員会 就職委員会 実習委員会 研究委員会 将来構想委員会			

学部別委員会	看護学部	教務委員会 実習委員会 進路・国試委員会 研究委員会 倫理審査委員会
附属機関等の運営にかかわる委員会等		図書館運営委員会 地域センター運営委員会 地域社会福祉政策研究所運営委員会 実習指導室会議 学生相談室会議

【基準2の自己評価】

教育研究組織の規模及び構成は適切であり、大学の使命及び目的を達成するための機能も有している。

また、教養教育を十分できる組織上の措置がとられており、両学部教務委員会を中心に運営の責任体制も確立している。しかし、両学部の有機的連携の強化とともに、教養教育のあり方を見直す必要がある。

大学全体の意思決定については、各会議組織が機能しているが、プロセスや決定機関の明確化・迅速性等今後の課題もある。学習者の要求への対応という点については、オフィスアワー、アカデミック・アドバイザー制度、「学生による授業評価調査」などを通して要求を汲み上げ、これを各種委員会や教授会における検討に反映させている。

【基準2の改善・向上方策（将来計画）】

- 1) 両学部の有機的連携を強化し、教養教育をはじめとする教育効果の向上を図る。
- 2) 教育研究全般に関わる事項について運営委員会の意思決定機能を強化する。
- 3) 教育効果をさらに向上させるために意思決定プロセスにおける教育研究組織間のコミュニケーションを活発化するとともに改善プロセスの検証を強化する。